

「徳島県国民健康保険運営方針」（素案）について

1 改定の趣旨

国民健康保険については、平成 30 年度の制度改革により、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うとともに、市町村は、住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされた。

そこで、県と市町村が一体となって、保険者の事務を共通認識のもとで実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進するため、県内の統一的な方針である「徳島県国民健康保険運営方針」を策定し、県及び市町村で相互に連携を図りながら、制度の円滑な運営に取り組んでいる。

令和 6 年度以降においても、県及び市町村が連携し、引き続き、国保制度の持続的かつ安定的運営や、効率的な事業運営を確保するため、運営方針を改定する。

2 運営方針の期間

令和 6 年度から令和 11 年度まで

3 主な改定内容

- ・ 保険料（税）水準の在り方（保険料水準の統一に向けた取組）
- ・ 納付金及び標準保険料率の算定方式
- ・ 保険料（税）の収納率目標
- ・ 医療費適正化の取組